

児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 19 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

条例第 39 号

児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「法第 33 条の 10 各号」を「法第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

第 17 条第 2 項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条又は第 13 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第 23 条第 2 項中「修了した保育士」の次に「(兵庫県が法第 18 条の 27 第 1 項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）である場合には、保育士又は兵庫県の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。))」を加える。

第 29 条第 1 項、第 31 条第 1 項、第 44 条第 1 項及び第 47 条第 1 項中「保育

士」の次に「(兵庫県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は兵庫県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)」を加える。

(太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第25条中「法第33条の10各号」を「法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」に改める。

(太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「(兵庫県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は兵庫県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士)」を加える。

第12条中「法第33条の10各号」を「法第33条の10第1項各号」に改める。

(太子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 太子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第13条中「法第33条の10各号」を「法第33条の10第1項各号」に改める。

第22条第1項中「保育士」の次に「(兵庫県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は兵庫県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和7年10月1日から適用する。